



木下 誠也

愛媛大学教授

低入札は、請負の入札が一般化した19世紀から現在に至るまで続く古く新しい問題である。最近では、いわゆる「官製談合事件」が続き、05年12月に大手ゼネコン4社が「談合決別宣言」をして以来、異常に低い価格で落札するダンピングが目立つようになった。

06年12月に国土交通省が強力なダンピング防止策を打ち出してからやや沈静化したものの、低入札が発生し

やすい状況は今も続いている。入札制度に根本的な問題は無いだろうか。

アメリカにおいては、1

海外にみる低入札防止策

990年代以降、低入札は大きな問題となっていない。価格のみでなく既往の業績を重視して落札者を選定する傾向に転じてきたことが大きな要因と思われる

い札に対して履行ボンドの引き受けを拒否する場合もあり、低入札を抑制する効果がある。また、入札参加者が入札の前に下請業者から見積りを取り、それを踏まえて入札価格を設定する場合が多い。このため、下請即きとなるような入札価格が設定されにくい状況にある。

さらに、アメリカではボンド会社による入札ボンド等の発行に伴う審査により、他者に比べて著しく安

る。さらに、アメリカではボンド会社による入札ボンド等の発行に伴う審査により、他者に比べて著しく安

わが国では05年以降、総合評価落札方式の導入を促

また、わが国の予定価格制度のもとでは発注者である官側の積算が公式のものでされており、受注者側の積算をもとに契約を行うのではない。このため、発注者側はそもそも通常は受注者側の積算を精査していないのが現状である。このため、調査基準価格を下回る入札について発注者が調査を行い請負者の契約履行の可否を技術的に判断することが極めて困難となっている。

を落札とする価格競争型入札を廃止し、価格以外の要素を含めて総合評価して落札者を決める方式を落札基準とした。また、低入札を排除するための検討項目を明確化した。これ以降、低入札は大きな問題となっていない。

大し技術力重視の落札基準としたが、厳しい競争環境の中で過当な価格競争を抑制することは困難であった。「文沙」を認めないわが国の入札制度は、高度な技術力を要する工事であっても、技術的な対話や文沙を通じた審査によって入札参加者を絞りこむような手続きを困難にしている。

今後の入札契約制度の見直しにあたっては、こうした問題を認識し、技術重視で入札者の選定を可能にし得るよう「文沙方式」を導入するとともに、予定価格制度と併せて積算のあり方を見直し、低入札排除の判断基準を明確化する必要があると考えられる。

所論 諸論

【2004年公共調達法】によって価格のみによ

【2004年公共調達法】によって価格のみによ

【2004年公共調達法】によって価格のみによ

【2004年公共調達法】によって価格のみによ